

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 10 月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700179号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700252号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年4月1日から平成23年2月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成15年4月及び同年5月は11万円を14万2,000円、同年6月及び同年7月は11万円を16万円、同年8月は11万円を20万円、同年9月から平成16年8月までの期間は12万6,000円を20万円、同年9月から平成17年8月までの期間は12万6,000円を18万円、同年9月から平成18年6月までの期間は13万4,000円を18万円、同年7月から平成20年8月までの期間は15万円を18万円、同年9月から平成21年10月までの期間は15万円を17万円、同年11月は15万円を18万円、同年12月から平成22年2月までの期間は15万円を17万円、同年3月から平成23年1月までの期間は15万円を18万円とする。

平成15年4月から平成23年1月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年4月から平成23年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成15年4月1日から同年9月1日までの期間及び平成16年9月1日から平成23年2月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成15年4月から同年8月までの期間及び平成16年9月から平成17年8月までの期間は22万円、同年9月から平成19年8月までの期間は20万円、同年9月から平成20年8月までの期間は22万円、同年9月から平成23年1月までの期間は20万円とする。

平成15年4月から同年8月までの期間及び平成16年9月から平成23年1月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年4月1日から平成23年2月1日まで

ねんきん定期便によると、A社に勤務した請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い額となっている。

給与明細書等を見ると、請求期間には、交通費を除き16万円から20万円程度の給与が支給されており、ねんきん定期便に記されている保険料納付額よりも高い厚生年金保険料を控除されている。

請求期間の標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、請求者から提出された給与明細書又は給料支払明細書（以下「給与明細書等」という。）及び平成15年分から平成23年分までの各年の給与所得の源泉徴収票並びにA社の取締役の陳述により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年4月及び同年5月は14万2,000円、同年6月及び同年7月は16万円、同年8月から平成16年8月までの期間は20万円、同年9月から平成20年8月までの期間は18万円、同年9月から平成21年10月までの期間は17万円、同年11月は18万円、同年12月から平成22年2月までの期間は17万円、同年3月から平成23年1月までの期間は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間の厚生年金保険料を納付した旨回答しているが、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成15年4月1日から同年9月1日までの期間及び平成16年9月1日から平成23年2月1日までの期間について、請求者は、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、標準報酬月額の記録を実際の給与額に見合う額に訂正することを求めているところ、請求者から提出された給与明細書等により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成15年4月1日から同年9月1日までの期間及び平成16年9月1日から平成23年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる給与支給額から、平成15年4月から同年8月までの期間及び平成16年9月から平成17年8月までの期間は22万円、同年9月から平成19年8月までの期間は20万円、同年9月から平成20年8月までの期間は22万円、同年9月から平成23年1月までの期間は20万円とすることが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額（上記第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700353号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700253号

第1 結論

請求者のA社における平成18年4月1日から平成19年7月1日までの標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年4月から同年6月までは14万2,000円を24万円、同年7月から同年10月までは14万2,000円を26万円、同年11月は14万2,000円を28万円、同年12月は14万2,000円を26万円、平成19年1月から同年5月までは14万2,000円を24万円、同年6月は14万2,000円を26万円とする。

平成18年4月から平成19年6月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年4月から平成19年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月1日から平成19年7月1日まで

A社に勤務した期間のうちの請求期間について、厚生年金保険の記録における標準報酬月額が、給与明細書に記載された実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、請求期間の標準報酬月額について、調査の上、給与支給額に見合う額に訂正し、年金給付に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書、A社の事業主から提出された給与明細書及び賃金台帳並びに金融機関から提出された普通預金元帳により、請求者が、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年4月から同年6月までは24万円、同年7月から同年10月までは26万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、平成19年1月から同年5月までは24万円、同年6月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しているが、年金事務所が保管する請求者に係る届書により、事業

主が、社会保険労務士を提出代行者として社会保険事務所（当時）に対して、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の請求期間に係る報酬月額を訂正する届出を行っていることが確認できることから、事業主は、請求期間当時、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700248号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700033号

第1 結論

平成15年4月から平成17年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年4月から平成17年3月まで

大学を卒業してから現在の勤務先に就職するまでの平成15年4月から平成18年9月まではアルバイトをしていたが、収入が少なく国民年金保険料を納付できなかったため、A県B市C区役所又は社会保険事務所(当時)において、毎年全額免除申請を行ったはずである。

しかし、ねんきん定期便を見ると、請求期間直後から現在の勤務先に就職する直前までは全額免除期間となっているが、請求期間については、収入がほぼ同じであったにもかかわらず、国民年金保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む平成15年4月から平成18年9月までの期間について、毎年、国民年金保険料の全額免除申請を行っていた旨主張しており、オンライン記録によると、当該期間のうち、請求期間直後の平成17年4月から平成18年9月までの期間は全額免除期間となっている。

しかしながら、国民年金保険料の納付の免除を希望する場合は、国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)の提出が必要になるところ、B市C区役所の担当者は、請求期間当時の免除申請書の受付状況が確認できる資料について、「保管していない。」旨陳述していることから、請求者が請求期間当時に全額免除申請を行ったか否かを確認することができない。

また、免除申請が行われた場合、その承認又は却下の決定は社会保険事務所において行われるが、日本年金機構D事務センター(以下「D事務センター」という。)は、「請求期間のうち、平成15年度及び平成16年度の免除申請書を保管しているが、請求者の請求期間に係る免除申請書は承認分及び却下分ともに見当たらない。」旨回答している。

さらに、前述の決定が行われた場合は、国民年金保険料免除承認通知書(以下「承認通知書」という。)等により被保険者に通知されるが、請求者は、「承認通知書が郵送されてきた記憶はあるが、既に廃棄している。」旨陳述していることから、請求期間について全額免除が承認されていたか否かを確認することができない。

加えて、請求期間の全てについて全額免除が承認されるためには、請求期間のうち、平成16年7月から平成17年3月までの期間については、平成16年7月又は同年8月に平成16年度に係る全額免除申請を行い、かつ、全額免除の要件を満たす必要がある。これを満たす場合は、平成16年7月から平成17年6月までの期間について全額免除が承認されることになるが、D事務センターが保管する請求者に係る免除申請書を見ると、平成16年度に係る全額免除申請は、平成18年2月23日に、平成17年度に係る全額免除申請とともに行われており、これに

より、平成 17 年 4 月に遡って全額免除が承認されていることから、請求者の主張と符合しない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700357号

厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700034号

第1 結論

平成2年*月から平成3年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和5年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年*月から平成3年1月まで

前回、請求期間については、60歳になった平成2年*月頃に、A県B市C区役所の窓口において国民年金の任意加入手続きを行い、用意していた1年分の国民年金保険料10万円をその場で納付したので、記録を訂正してほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成28年3月25日付けの通知を受け取った。

しかし、請求期間が任意未加入期間となっていることにどうしても納得できない。国民年金保険料を納付するために現金を引き出したD銀行(現在は、E銀行)F支店の預金口座の通帳を提出するので、もう一度よく調べてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求期間は、請求者が60歳到達後の期間であることから、国民年金の任意加入対象期間となり、任意加入手続きが行われた日の属する月から国民年金保険料を納付することができる場所、G年金事務所が保管している請求者に係る国民年金資格取得申出書(高齢任意用)を見ると、B市C区において平成3年2月20日に受け付けられたことが確認でき、請求者に係る同市C区の国民年金被保険者名簿を見ると、同日付けで国民年金に任意加入したことが記録されている。この場合、請求期間は国民年金の未加入期間であるため、請求者は、制度上、国民年金保険料を納付することができないこと、ii) 請求者に係る国民年金資格取得申出書(高齢任意用)を見ると、その受付からH社会保険事務所(当時)への進達、同事務所における書面審査(点検)までの流れに不自然な点は見られない上、平成2年*月頃に国民年金の任意加入手続きが行われた可能性について、G年金事務所が保管する国民年金資格取得申出書(高齢任意用)のうち、同事務所が管轄するB市の各区役所において平成2年2月13日から平成5年1月29日までに受け付けられた当該資格取得申出書を全て視認したが、請求者に係る別の当該資格取得申出書は見当たらなかったこと、iii) 請求者に係るB市C区の国民年金被保険者名簿を見ると、その裏面に「5. 6. 7 本人来庁、納付キログ確認」の記載があり、その下段に平成4年度までの国民年金保険料の年度別納付状況が記載されているところ、当該記録は請求者に係るオンライン記録と一致しており、平成5年6月7日に請求者が同市C区の窓口に出向いた際に、同市職員は、請求者に対して当該記録に基づき納付状況の説明を行ったものと考えられることなどから、既に平成28年3月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとするI厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付するために現金を引き出したとするD銀行F支店の請求者名義の預金口座に係る総合口座通帳を提出し、前回と同じ請求内容で、平成2年*月頃に国民年金の任意加入手続きを行い、請求期間を含む1年分の国民年金保険料を

納付したと主張して、再度訂正請求を行っている。

しかしながら、請求者は、前述の総合口座通帳の提出に当たって、請求期間当時のものは所持していないとしており、請求期間当時の出入金記録について、E銀行F支店の担当者は、「保存期限経過のため提供できない。」旨陳述していることから、同支店の請求者の預金口座からの出金状況を明らかにすることができず、当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。